

令和5年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和5年6月16日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第28号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第29号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第30号 宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○福祉課所管

- ・令和5年度介護保険料当初賦課状況について
- ・介護保険事業計画アンケート結果（報告）について

○健康対策課所管

- ・令和5年度国民健康保険税当初賦課状況について

○子育て支援課所管

- ・地域子育て支援センター事業（令和4年度事業報告）（令和5年度事業計画）について

日程第3 付託議案審査

議案第32号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第4 各課所管事項報告について

○学校教育課所管

- ・維孝館中学校修学旅行延泊について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	3番	馬場	哉	委員
副委員長	5番	山本	精	委員
	2番	榎木	憲法	委員
	4番	森山	高広	委員
	9番	上野	雅央	委員
	12番	浅田	晃弘	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
教育次長	黒川剛君
企画財政課長	中地智之君
福祉課長	中村浩二君
福祉課課長補佐	太田智子君
健康対策課長	岡崎一男君
健康対策課課長補佐	奥西正浩君
子育て支援課長	岩井直子君
子育て支援課課長補佐	小川英人君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	時田美喜代君
学校教育課課長補佐	杉浦恒君
学校給食共同調理場所長	木村幸治君
社会教育課長	立原信子君
社会教育課課長補佐	岡崎貴子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君
庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、6月8日の開会日に上程され、付託されました議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号の4議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は6月定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

馬場委員長また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

6月も中頃になってまいりましたけれども、今、宇治田原でもホテルが飛び交う、そのような季節でございますけれども、今年は、5月29日に近畿地方が梅雨入りしたということで、例年より非常に早い梅雨入りとなりました。平年だと6月6日頃ですが、もう今年は早く梅雨入りになったということで、前にもご報告させていただきましたけれども、今年のお茶についてもいいお茶ができたというふうにお聞きしておりますけれども、萌芽宣言が非常に早く出たということで、季節的にいろんな状況が変わってきているのではないかというように思っているところでございます。

そういった中で、今はもう、まともに梅雨のシーズンでございます。毎日、じめじめとなっております。そういう中では特に大気が不安定なために、本当に今日はいいお天気やなと思うてても、急に雨が降ったり、いろんな状況に変わるわけでございますけれ

ども、中でも台風2号、これもちょうど梅雨に入ってから早々に大雨ということで、宇治田原町でも大雨警報が発令されましたので、さっそく洪水警報とともに待機に当たっていたと同時に、土砂災害特別警戒情報がありましたので、指定避難所を開けたわけでございますけれども、それまでも、先に自主的に避難していただけるようにということで、住民体育館と奥山田ふれあい交流館を先に開けて、そして早い間に避難していただくということで、そして、レベル3の高齢者避難ということになりましたので、早速、あと2か所を指定避難所として開けさせていただいて、そして地域の区なり、あるいは自主防災会と連絡連携を取りながら、できるだけ早い時間帯に避難していただきたいということで、お声かけをしたところでございまして、実際、1名の方が避難されたわけでございます。たまたま我々のほうに線状降水帯が来るような状況でございましたので、すぐさまそういうような対応を取ったところでございますけれども、方向がずれて本町が非常に助かった、奥山田の町道で1か所崩落ありましたけれども、ただその分、近畿の南部あるいはまた東海、あるいはまた関東甲信のほう、この辺あたりに線状降水帯が発生したものでございますので、非常にそういったところについては命を落とされる方がおられたり、大変な豪雨で床下また床上浸水ということで非常に困難な状況が続いているということで、本当に亡くなられた方にはご冥福を申し上げ、また一日も早く復旧できるように、心からお見舞いを申し上げますところでございます。梅雨入り早々にそういう状況でございますので、我々としても住民の皆さんの命を守るために早いうちから、気象情報をチェックしながら、早め早めの措置が重要かなというふうに思っておりますので、そういった意味で、気を引き締めて取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、5月8日に新型コロナがインフルエンザと同じように5類感染症になったということで、町の様子も様々変わってきたところでございますけれども、最近、テレビのほうでも東京をはじめ、また京都でもコロナの感染者が増えているというような状況も聞いているわけでございますけれども、今までのように詳しく町のほうにも情報がまわりませんので、報道関係で情報、また関係機関のホームページで情報収集するような状況でございます。宇治田原町の中では、特に先週、その前、小学校あるいは中学校で学級閉鎖、学年閉鎖ということで、これはインフルエンザによる学級閉鎖なり、また学年閉鎖をさせていただいたところでございますけれども、一応、昨日現在で保育所では1人、インフルエンザの方がおられると、あとは元気でおられると。それから、学校関係では、小学校、中学校とも、インフルエンザ、コロナともに感染者はゼロ人というこ

とで聞いておりますので、こういう情報を見ているといろんな方々も感染状況のほうに分かるんじゃないかというふうに思っておりますし、くれぐれもそれぞれで予防法をやったりやっていたいただくのが基本かなというふうに思っております。

そういうふうな中で、議会のほうにご報告させていただきましたけれども、5月28日から新型コロナの予防接種をスタートさせていただきましたして、それから6月4日、6月10日とさせていただきましたして、ここでは1,306人の方が、これは65歳以上あるいはまた基礎疾患をお持ちの方、また医療従事者の方でございますけれども、1,306人の方が予防接種を受けていただいて、そして今度、もう一回、6月24日に417名の方が集団接種に、役場のほうに来ていただくというようになっておりまして、全部で1,723人、高齢者では約60%の方がそれで予防接種が打っていただけるのかなと。

この場合、今、一番多い方で6回目でございますけれども、中には4回目や3回目の方もおられますので、こういう状況を見ながら、7月にもう一回できるか、できないかというのを今、担当課と十分に詰めておりまして、内容を精査して、また、いろんな住民の皆さんの要望等々も入れまして、またもう一回、状況によっては考えられるなど、こういうように運んでおります。

いずれにいたしましても、予防接種は非常に重要なところでございますので、しっかりと周知しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、特に、こういう暑さでございますので、熱中症という点にもご留意いただきたいと、議員各位におかれても、お体には十分ご自愛いただきたいというふうに思っております。

そういう状況から申し上げますと、昨日現在で、熱中症と思われるような方が2名、救急で搬送されたということで、そんなに重症ではなかったというふうには聞いておりますけれども、やはり、水分をしっかりと取っていただいて、またこれから暑くなりますんで、十分にお体にはご注意いただきたいと、また、住民の皆さんにもそういったことを引き続いて、しっかりと訴えていきたいというふうに思っております。

それから、最後でございますけれども、今度、6月18日に都市計画道路宇治田原山手線の役場から南、この間、開通式を行いますので、これは委員各位におかれても大変ご支援なりご協力を賜り、そして地権者の皆さん、また住民の皆さん、そしてまた京都府のほうからも絶大なるご協力、またそういった工事で頑張っている皆様方のお力をいただく中で開通の運びとなりましたので、委員各位におかれまして、大変お忙しいと思っておりますけれども、開通式にご出席賜りますよう、心からお願いを申し上げた

いというふうに思います。

またあわせまして、役場庁舎への自動車、バイクの進行経路が、若干、安全を考慮し変わりますので、十分に我々も啓発をして、安全対策を取ってまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、常任委員会の中では、議案関係が4件、ご審査いただけるということで、また、後ほど提案説明させていただきますけれども、どうぞよろしくご審議賜り、ご可決賜りたいと思います。また、各課のほうから所管事項のほうが多々ございますけれども、最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

季節柄、非常に体調を崩しやすい時期でもございますので、委員各位におかれては、健康にご留意いただき、引き続き、今以上に頑張ってくださいるように、また我々としても、しっかりと緊張感を持って臨んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ちょっと長くなりましたけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第28号、「宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） おはようございます。

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議案第28号につきまして、お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、お手元に資料と新旧対照表のほうをお願いいたします。

まず、この宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、国から基本、全ての市町村でこの条例の制定が義務づけられております。その基準となるものが、お手元資料の1の趣旨に記載をしております、国が定めました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準というふうになります。

今回、こども家庭庁の設置法の施行に伴いまして、国の様々な関係法令の整備がござ

いました。先ほど申し上げました特定教育等の国の基準が改正されましたので、本町のほうの条例も改正することとなったものでございます。

改正内容といたしましては、まず1点目といたしまして、国の基準の引用箇所となります子ども・子育て支援法の第19条、こちらからかなり引用しているんですが、これまで1項、2項という2項の構成だったものが、今回改正で1項のみとなりました。この箇所の項の文字を全て抜きましたので、新旧対照の表をご覧くださいますと、これまで19条第1項第何号というのが、全て19条第何号もしくは同条第何号といった形になっております。ページ数は多いんですけども、ほとんどがこの改正となります。

それと、もう1点は、こちら民法のほうの改正がございまして、懲戒に係る権限の乱用禁止項目が削除されたことにより、第26条になりますが、削除をしたものでございます。

ほかの改正につきましては、国の基準の文書等の追加であったり、修正等であったり、こういったものが行われましたので、併せて改正をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第28号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員。よって議案第28号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、「宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） それでは、議案第29号につきまして、お手元の資料に沿って、ご説明を申し上げます。

また、資料のほうと新旧対照表のほうをお願いいたします。

宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例こちらにつきましても、国で定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、資料のほうに、2番、改正内容を記載させていただいておりますけれども、新規に条の追加が2点ございます。

1点目につきましては、安全計画の策定等ということで、利用される乳幼児の安全確保のための計画策定、また職員の研修や訓練、保護者への周知、安全計画の見直し等が義務づけられたものでございます。

2点目といたしましては、自動車を運行する場合の所在確認ということで、近年、幼稚園バスの幼児の置き去り事故、そういったものを受けまして、子どもさんを移動する、また送迎時に自動車を運行する場合の乗り降りの際の所在確認であったり、またブザー等の見落とし防止装置による確認というものが、今回、義務づけられたものでございます。

ほかには、先ほどもございました民法の改正による規定の削除、また衛生管理等の内容を具体化、食中毒あるいは感染症の蔓延防止等といったもの、そういった文書の修正等がございましたので、国の改正箇所併せて改正を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） お尋ねします。家庭的保育事業者というのは、宇治田原町を指すのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 家庭的保育事業と申しますのは、主に3歳未満の乳幼児を対象に利用定員が5人ということで、ご自宅等で保育ママといわれる方が保育を行う事業でございまして、こちらのほうは、今現在、本町のほうでは行ってはいないということでございます。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

それと、安全計画について、もう少し詳しく教えていただければ。

○委員長（馬場 哉） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 2番の改正内容にも記載をさせていただいておりますけれども、まず、お預かりをするに当たっての設備が当然、要るようになります。

そのための安全点検であったり、先ほど申しあげました家庭的保育というのは、家庭でお預かりをするんですが、この「等」という中には、例えば事業所で保育をされる場合、その事業所の従業員さんだけでなく、地域の子どもさんもお預かりをして保育をするという事業もこの中の一つです。

また、小規模保育といいまして、19人までの子どもさんをお預かりして、一定、どこかで、ご自宅等で見られるというような事業もこちらに含まれていきます。

そういった場合の、やはり子どもさんをお預かりするに当たって、日常生活が安全に送れるかどうか、また、何かあったときの、例えば避難の状況であったりとか、そういったことを計画もしていきます。また、そういったことを子どもさんお預かりするに当たって、当然、職員に対して研修や訓練をしますし、保護者の方にも安心して預けいただけるように、周知もさせていただきます。

ただ、やっていく中で、その計画がどうかなという場合に関しては見直しを行って、よりよい方向につなげていくといったものが、この安全計画の策定内容でございます。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） よく分かりました。

その次に、もう1点だけ、定期的に安全計画の見直しという項目があるんですけども、これを見直しされた場合、議会運営委員会とか、そういうような報告等はされるのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） この事業は、先ほど申しあげましたこういった基準がしっかり守られているかどうかというのを、町の認可を受けて事業をされますので、町のほうにご報告をいただいて、それは見直しであるという場合は認可をしまして、このとおりに行ってくださいというようなことですので、議会のほうにご報告等はないということでございます。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） よく理解できました。結構です。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第29号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員。よって議案第29号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、「宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） それでは、議案第30号につきまして、お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。資料と新旧対照表のほうをお願いいたします。

宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例につきましては、本年度、9月診療分より、お子さんの医療費の助成を高校生等終了まで拡充をするということに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

お手元、新旧対照表のほうでご説明をいたします。

条文のほうの右手の旧欄になりますけれども、ここに「乳幼児、児童及び生徒」と記載された箇所が幾つかございますけれども、それを「乳幼児、児童、生徒及び高校生等」というふうに改正をさせていただきます。また、第2条のほうでは、高校生等という定義を追加させていただきました。そして、3条のほうでは、婚姻による支給対象外ということを追加させていただきます。第6条のほうでは、対象期間年齢を15から18というふうにしてございます。改正内容といたしましては、以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ご覧いませんか。ないようですから質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認めます。

議案第30号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(馬場 哉) 挙手全員。よって、議案第30号、宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、「各課所管事項報告について」を議題といたします。

まず、福祉課所管の令和5年度介護保険料当初賦課状況について説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長(中村浩二) それでは、福祉課所管介護保険料当初賦課状況についてご報告をさせていただきます。

お配りさせていただいていますA4横1枚物の資料をご覧いただきたいと思います。

令和5年度介護保険料につきましては、6月1日に賦課作業を行いまして、既に6月9日に被保険者の方々に向けての通知書を送付させていただいたところでございます。

保険料につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年を期間といたします「第8期介護保険事業計画」による額としており、被保険者の方々の所得等に基づきまして、表のとおり、第1段階から第11段階までの区分を定めております。

基準額となる第5段階につきましては変更なく、年額6万3,800円というふうに設定をしておるところでございます。

表の第1段階から第4段階までが、保険料の算定方法に軽減割合を乗じた区分となっております。令和5年度第1段階から第4段階までの方々の合計としましては1,089人、

昨年度と比べまして15人の方々が増加という結果になっております。

次に、表の一番下をご覧いただきたいと思います。

対象者65歳以上の第1号被保険者の数が令和5年度、一番右でございますが、令和5年度では2,828名、左側が令和4年度の数字となっております2,824名となっており、昨年度と比べまして、被保険者4名の増加となっております。

また、表の枠外、下部分には、賦課合計額と予算額を記載しており、賦課合計額といたしまして、令和5年度1億8,185万900円、令和4年度と比較いたしますと171万8,900円の減少となっておりますのでございます。なお、1人当たりの保険料につきましては、年間6万4,303円となりまして、令和4年度と比較いたしますと700円の減少となっておりますのでございます。

介護保険料の算定につきまして、所得が未申告の方につきましては、表中の第5段階基準額で賦課をさせていただいているため、適正な保険料把握のため、申告勧奨を納入通知書に同封させていただいております。申告があり次第、その所得に基づいた適正な額にて変更させていただくという予定をしておるところでございます。

介護保険料の当初賦課状況について、説明は以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、「介護保険事業計画アンケート結果（報告）について」説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、続きまして、介護保険事業計画アンケート結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。

令和6年度を始期といたします第9期介護保険事業計画策定に向けて、令和5年1月6日から同年1月31日までを期間といたしまして、実施した住民アンケートでございます。アンケートにつきましては、2種類、実施させていただいております。要支援1及び2の認定を受けている方々を含む65歳以上の方1,000名を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、それと要介護1から5の認定を受けて、在宅で生活をされている方全て、人数といたしまして277名となりますが、全ての方を対象とした在宅介護実態調査、この2種類となっております。

実施期間は、先ほど申し上げました1月6日から1月31日までの期間でございます。

郵送による配布・回収にて実施をいたしまして、回収率はお手元に配付させていただいております報告書1ページ目になりますが、1ページ目に記載させていただいておりますとおり、それぞれ68.9%及び57.4%と、多くの方々からの回答をいただいたところでございます。

各調査におきまして、介護が必要になった理由、またはどのような介護を受けたいか、治療中の後遺症や病気、介護の状況、頻度や種別など、様々な項目につきまして、アンケートの対象とさせていただいた方々の現在の状況をお伺いしようというものでございます。

このアンケートの結果を踏まえまして、6月28日に開催を予定しております介護保険事業計画等策定委員会へ報告をさせていただき、各委員からの意見聴取、協議を経て、計画の案作成に反映させていきたいと考えておるところでございます。

説明につきましては以上となります。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） アンケートについてございませんか。

ないようでしたら、ちょっと、私のほうからいいですか。

調査結果報告書88ページに在宅介護実態調査のアンケートで、住民さんの方々から回答を得ているわけですけれども、特養でサービスを受けておられる方は別として、在宅介護の中で、ご家族の方々、また本人さんがサービスを受ける中で、例えば、介護保険から町内の事業者に対して報酬を支払われていますよね。その中で、町内の事業所に支払われている報酬と、町外の事業所に支払われている報酬を見比べて、例えば、町外の事業所に支払われている額が多いのであれば、もしかしたら町内の事業所でその部分が不足しているのかなという、数字的にはそういう分析ができると思うんですけれども、今回のアンケートでは、そういう分析はできないんですけれども、私自身も地元の方々から小規模多機能があったらいいのではないかとか、私個人としてもリハビリ施設が町内の事業所にもう1軒あってもいいのじゃないかと、そういうふうに考えることもありますので、アンケートからなかなかそういう部分の本音は読み取れないので、実際、介護報酬が町内でどれぐらいカバーできているとか、どれだけ町外の事業所に流出という

言い方おかしいですけれども、出ていっているのかということの分析なんかは今後、される予定はございませんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） ただいまご質問いただいたことなんですけれども、実は令和5年3月分の単月ではございますが、介護給付費の分析精査を行ったという実績ございます。それを基に申し上げますと、介護保険給付費3月分、1か月で約6,100万円ほどの支出があったところでございます。

所在地別という形で、今、もう言うていただきましたので、所在地別で申し上げますと、町内、町外、それぞれにおきますと、町内が約3,300万円ほど、それから町外が約2,800万円ほどという形になっておりますので、サービスの給付先といたしましては、町内、町外ほとんどニアリーイコールなのかなと、同等程度と考えていいのかなというふうに考えております。

ただ、サービスにつきましては、この所在地別で申し上げますと、町内にある事業所の中でもサービスを行っているもの、また、町外からでなければそのサービスを受けられないものというサービスの種別というものがございますので、一概に町内、町外ということで、このサービスが不足していると、またはこのサービスが、または逆に充足しているというふうな判断を下すことはなかなか難しいのかなというふうに思います。

大事なことにつきましては、やはり宇治田原町内にお住いの方々が、町内だけではなく町外を含めてどのようなサービスを望んでおられるか、どのようなサービスを必要とされるかというようなところが、一番、このアンケートを基に介護保険事業計画等策定委員会の中でもご協議をいただいかなければならない部分であるのかなというふうに判断しているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 今の説明で大体分かりました。

もちろん、宇治田原町内で、このアンケートの中から拾える声で、宇治田原町内でこういうサービスがあったらいいなと思われるご本人さん、またご家族の方々、その事業所が希望どおり町内で事業として運営できる、人力的な問題とかいろいろキャパがあるかという問題がありますけれども、アンケートを分析していただいて、住民さんからもいろんなお声聞くので、その点はここにいる委員さんも含めて、もし、介護事業所さん等に知り合いがあったら、こういう事業所に、田原で頑張ってもらいたいとか、そういうお声がけも我々みんなですべていって、今後、介護サービスが不足しないように、対応していかなあかんというふうに言うていましたので、これはこれで終わります。あり

ありがとうございました。

ほかにございませつか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、これにて福祉課所管の質疑を終了いたします。

次に、健康対策課所管の「令和5年度国民健康保険税当初賦課状況について」説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長(岡崎一男) ご報告申し上げます。

右肩に健康対策課と振っておりますA4縦、裏表2ページ物の資料をご覧ください。

令和5年6月に住民税の賦課がされ、先ほど報告がありました介護保険料の賦課に続きまして、住民税の賦課状況に基づきまして、本町の国民健康保険税の賦課作業を実施いたしました。今週月曜日、6月12日に通知を発送いたしまして、各被保険者の方のほうに通知をさせていただいているところでございます。

賦課状況についてでございます。

表が3つございますけれども、一番上の当初賦課額と書いている表をご覧ください。

全ての被保険者の方が対象となる医療分につきましては、真ん中の賦課後というところが賦課額になりますけれども、医療分1億2,296万4,100円、それから40歳から64歳の被保険者の方が対象になります介護分、こちらが1,992万8,500円、同じく全ての被保険者の方を対象といたします後期高齢者支援金分としまして、5,040万4,500円となっております。

上のほうにテキストで4行ほど分析を書いてございますけれども、当初予算の積算時におきましては、令和4年度の課税情報の中ではコロナ禍からの回復傾向を踏まえた被保険者の基準所得額を基に、積算計上を行ったところでございますが、今回の賦課時点では、主に農業所得の減少が大きいところではございますけれども、被保険者の皆様の基準所得額、また加入世帯、被保険者数等の減少により、当初予算額と比較して賦課額のほうは減少となっております。

次に、昨年度との対比ですけれども、3つある表の真ん中をご覧ください。

調定額と書いてございます欄が先ほどの賦課後の賦課額と同じになるんですけれども、ご覧のとおり医療分、介護分、支援金分とも令和5年度のほうが減額となっております。なお、国保税率のほうは令和4年度、5年度、税率据え置きしておりますので、純粋な比較という形になるかと思ひます。

1人当たり所得額というところをご覧くださいますと、明らかにここでも出ておりますように、当然ながら所得額のほうが医療分のほうも介護分のほうも支援金分のほうも昨年度対比で下がっておりまして、それを基に国保税の税率をかけた1人当たり調定額のほうも昨年度対比で全て、各医療分、介護分、支援金分とも減額となっているところでございます。

一番下のところが、本算定時点の世帯数及び被保険者数の、こちらも令和4年度、5年度対比になってございますが、減少傾向にあるというところで、ご覧いただけたらと思います。

次に、裏面をご覧ください。

去る4月臨時会で、改正条例の専決処分を報告させていただきました令和5年度税制改正による影響等について、参考にご報告申し上げます。

令和5年度の税制改正につきましては、高齢化の進展及びその高齢者の医療給付費が増加しているということを踏まえまして、後期高齢者の支援金分につきまして、負担能力を有する高所得者層に応分の負担を求めるために、その支援金分の賦課限度額、高所得者層のほうの方からも保険税をいただくための賦課限度額を引き上げるというところが1点、もう一つは、低所得者対策として、負担軽減を図るため、今度は軽減判定の基になる所得基準を引き上げることによって、軽減世帯を増やそうという7割、5割、2割軽減のうち、5割、2割の軽減世帯に対する所得基準の引上げの改正、こちらを行ったところです。

一方で、ここに書いてございますように、いずれも対象者個々人の所得等の変動に影響されることが大きいこともありまして、先ほどの1ページ目の説明のとおり、基準所得額の減少傾向あるいは世帯・被保険者数の減少により、当初賦課時点においては、本改正に伴う顕著な影響は見られていないところでございます。

下のほうに表が2つございます。軽減措置対象者の状況、5割、2割のところも4年度、5年度比較のほうで減っていると。もちろん住民税未申告世帯は軽減されておられませんので、先ほど介護保険のほうでもございましたけれども、今後、対象者勧奨等も当然行いますし、通知のほうに同封もしておりますけれども、この軽減世帯につきましては対象者及び額は変動する可能性がありますので、参考としてご覧いただけたらと思います。

また、賦課限度額の状況のほうですけれども、ご覧のとおり、表の一番右側の支援金分、確かに12世帯ほど減ってはございますけれども、税制改正に伴う2万円賦課限度額

上げたというところでの世帯数の減というのは、それほど見られていないという状況にございます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて健康対策課所管の質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課所管の「地域子育て支援センター事業（令和4年度事業報告）（令和5年度事業計画）について」説明を求めます。時田地域子育て支援センター所長。

○地域子育て支援センター所長（時田美喜代） それでは、ただいまから子育て支援課所管、地域子育て支援センター事業（令和4年度事業報告）（令和5年度事業計画）について、私のほうからご説明申し上げます。

最初に大変お手数なんですけれども、訂正がございます。

資料5ページ目の③ファミリー・サポート事業の一番下の表、内容のところの合計、参加人数の合計が37となっておりますが52の間違いでございます。

もう一つは、8ページ目の令和4年度利用者人数表の一番右の欄、参考、令和3年度のところなんですけれども、一般のお子さんの人数が2,651となっておりますが611の間違いでございます。訂正よろしくお願いたします。

それでは、最初に令和4年度事業概要について、2ページをご覧ください。

今年度は、「パパママハッピープロジェクト」子育て家庭応援事業の一つとして、子育て中のママにボランティア講師として来ていただきまして、春に向けてのアイメイク講座を開催いたしました。参加された方々からの喜びの声や、次回講座の希望も多数ありまして、参加される立場から、得意分野であるメイク術を指導することによって、保護者の主体的な活動の一步として支援することができました。今後、さらにセンターがボランティア講師の発掘の拠点、窓口となり、保護者の得意分野を見いだして、主体的な活動につなげていきたいと考えております。

次に、令和4年度事業報告をさせていただきます。

事業ごとの内容、回数、参加人数などにつきましては3ページから6ページに記載しておりますので、ご覧になってください。

4ページの「パパママハッピープロジェクト」子育て家庭応援事業なんですけれども、

保育ルームを設けることで1時間30分という少しの時間なんですけれども、お子さんとお母さんとが離れ、自分の時間を過ごすことができると好評をいただいております。

次に、令和4年度事業の成果と課題について、7ページをご覧ください。

成果として3つ挙げさせていただいております。

1つ目の利用者数の増加ですが、コロナ感染予防策として、6月までプレイルーム利用を予約制として利用時間も短縮していましたが、7月から予約制を解除して、通常どおりの9時から16時半に戻し、昨年と比べると利用者数が倍近くになりました。「予約の電話が面倒だった」という声もあり、気軽に集える場所を求める利用者が多く、やはり対面での日常会話から相談につながって、関係機関と連携していくことが子育て支援の重要な役割であると感じました。

2つ目の子育て家庭へのポスティングですが、2月中旬から、家庭の孤立防止やセンター周知の意味を込めて、ゼロ歳からおおむね1歳の子育て家庭47軒へポスティングを行いました。ポスティングによって、親子の状況把握や支援の仕方を知って、センターとして関わりを持てるきっかけをつくるためにも継続していく必要があると思っています。

3つ目の妊娠期からの切れ目のない支援ですが、母子手帳交付時の妊婦面談を保健師とともに支援センターで行っていることから、全ての妊婦の把握ができることと、出産後の関係づくりをスムーズに行うことができます。母子手帳交付については、4月から現在まで13名の方が来られています。

次に、課題として2つ挙げさせていただいております。

1つ目のオンライン配信についてですが、利用者の多くはセンターでの対面交流を望まれているところです。しかし、外出が難しい家庭や今後のあらゆる事態を想定して、やはりオンラインでつながることが重要であると考えています。まずは、接続方法について、講座やチラシ等で周知して、定期的な配信を目指して、内容を検討していきたいと考えております。

2つ目の子育て家庭の支援と「地域との交流」ですが、センターとしての重要な役割の一つである地域との交流が、コロナ禍の事業中止によって減少しています。あらゆる世代が事業に参加し、交流ができるよう地域との交流を図る事業再開に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、令和4年度利用人数表について、8ページをご覧ください。

各事業の利用人数は表のとおりとなっております。新規利用につきましては、24家庭

となっております。健診時や相談時に立ち寄られて、利用される方が多いです。

次に、令和5年度地域子育て支援センター事業計画について、9ページをご覧ください。

令和5年度の事業概要につきましては、例年の事業内容を基本に、先ほど説明させていただきました課題への取組と併せて事業を進めていきたいと考えております。

最後のページに令和5年度の地域子育て支援センター行事表をとじておりますので、ご覧ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 9ページの令和5年度に係る言葉だと思うんですけども、ちょうど1年前の会議録をちょっと読ませていただいて、5年度何が変わるのかなと、どううたわれているのかなということで、4年度の会議録、ちょっと読ませていただきました。

その中で、ある委員が以前は中学生との赤ちゃん交流ということをやっていたよと、しかし、コロナ禍になって、今、町はどうされているんですかというようなことを聞いたら、当局のほうでは大変なので助産師の方が学校に出向いて、いろいろ命の大切さを教えていると、それに対して委員が、じゃ、コロナが落ち着いたたら、そういうことも、また以前のようなことをやっていただけるんですかという問いに対して、当局はコロナが落ち着いたたら前向きに取り組んでいきたいという答弁をされていました。そのところは間違いないですね。

それで、質問なんですけれども、コロナが要は第2類から第5類感染症になったということで、じゃ、言われていたことは実施されるんでしょうか、何か計画されているんでしょうかというのが質問なんですけれども。

○委員長（馬場 哉） 時田支援センター長。

○地域子育て支援センター所長（時田美喜代） センターといたしましても、命の大切さを感じていただくというのはとても大切だと思っています。取組の再開についても、もちろん考えてはいるんですけども、コロナ感染症も第5類感染症と緩和されたとはいえ、ほかの感染症の状況とか、また生後間もないお子さんであることから、ちょっと今年度のほうは、再開は厳しい状況であるとは考えています。ただ、今後、その再開に向けて、重要であるとは考えています。

○委員長（馬場 哉） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） そのテーマが、言いましたように、時代とともにいろいろ変わっていくと思うんで、その時代時代に合わせたやり方をやっていただくのが一番いいかなと思うんです。今のことに関しては以上です。

2つ目の質問なんですけれども、7ページの一番下ですか、課題の中で地域との交流が非常に大事であると、そういうことを事業展開していくというふうに出ているんですけれども、ホームページに、例えばホームページに載せるだけ、受動的な活動でしたら、なかなかそういうことに協力してくれる火つけにならないと思うんですけれども、何か、能動的に考え、訴えられるというようなことは、何か計画されているんでしょうかが質問です。

○委員長（馬場 哉） 時田支援センター長。

○地域子育て支援センター所長（時田美喜代） 事業とかイベントの計画も、今、考えているところなんですけれども、周知の方法としましては、今年度は「おでかけ広場」で各地域に出向いて、親子の交流を図っているところなんですけれども、この今年度、このおでかけ広場に民生委員の方々に毎回、二、三人ご協力いただいて、お越しいただいて、参加者の皆さんとの交流を図っていただいているというところなんです。

また、周知方法については、広報であったりとか、母子手帳アプリの母子モであったりとか以外に、また健診の際であったりとか、来庁者で来られたときに、住民の方にも参加していただけるイベントの準備など考えております。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 5ページにありましたように、育児を手伝いたいとか、預けてほしいというようなことに展開していくと思うんですけれども、やっぱりそういうことの実績をどんどん上げていただくことによって、宇治田原町に行って住んでみようかなと思うような、そういうことをやっぱり実績として積み上げていって、いろんなところでPRして、宇治田原町に移住・定住しようかなと思っていただけるような活動に、ぜひとも結びつけていただきたいなということで、質問を終わります。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて、子育て支援課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 当局から何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) では、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前10時57分

○委員長(馬場 哉) 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について。

議案第32号、「宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。立原社会教育課長。

○社会教育課長(立原信子) それでは、議案第32号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書及び議案第32号資料のほうをご覧ください。

まず、改正の趣旨といたしましては、児童福祉法に基づき厚生労働省で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につき、所要の改正を行うものでございます。

改正内容については下の表のとおりです。

まず1つ目、安全計画の策定等でございます。

こちらに関しましては、令和3年度に発生しました送迎バスの園児の置き去りの事故を受けまして、新たに規定されるものであります。今年度策定時点では努力義務ですが、令和6年度以降義務化されるものとなっております。

内容につきましては、安全計画の策定としまして、利用者の安全確保を図るため、設備の安全点検、職員・利用者等に対する事業所での日常生活や、事業所外活動等における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講ずるものです。また、職員に対する安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施、保護者に対する安全計画の周知、安全計画の定期的な見直しについて併せて定めるものでございます。

次に、2つ目、自動車を運行する場合の所在の確認ということです。

こちらのほうも先ほどのものと同様、引き続き令和4年度にも発生した送迎バスの園児の事故を受けまして、急遽義務化ということで新たに規定されたものでございます。

内容といたしましては、自動車を運行する場合の利用者の乗車・降車の際に点呼等、利用者の所在を確実に把握できる方法での確認について定めるものでございます。

次に、3つ目です。業務継続計画の策定等でございます。

こちらに関しましては、新型コロナの流行等によりまして、平時からの感染症等に対する備えや感染症流行時の業務継続の重要性が再認識されましたことで新設されるものとなっております。

内容といたしましては、業務継続計画の策定としまして、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるものです。また、職員に対する業務継続計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施、業務継続計画の定期的な見直しについて定めるものでございます。

4つ目、衛生管理等につきましては、こちらは13条に定められております規定ですが、本文中の内容について、内容を具体化するものでございます。

こちらにつきましては、内容の具体的な部分につきましては、職員に対する感染症・食中毒の予防、蔓延防止のための研修・訓練の定期的な実施について定められるものでございます。引き続き、努力義務として規定されるものです。

施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認めます。

議案第32号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(馬場 哉) 挙手全員。よって議案第32号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました4議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出をいたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、6月22日の本会議において、討論される方は討論通告書を6月20日火曜日、午後5時までに議長宛て提出をしてください。

日程第4、「各課所管事項報告について」を議題といたします。

学校教育課所管の維孝館中学校修学旅行延泊について説明を求めます。黒川教育次長。

○教育次長(黒川 剛) 資料のほうございませんので、口頭でのご報告とさせていただきます。

維孝館中学校につきましては、先月、5月31日水曜日から6月2日金曜日の予定で、信州方面に修学旅行に行きました。6月2日でございますけれども、台風2号及び梅雨前線による大雨のため、帰りの道で利用する中央道が通行止めになり、学校に戻ることが困難な状況となりました。生徒の安全を確保するため、長野県にて6月2日の夜も宿泊をしたということになりました。このため、2日の帰校の予定でございましたけれども、翌6月3日土曜日に帰着するということになりました。

この間、同行いたしました維孝館中学校の校長と我々、教育委員会につきましては、適宜、連絡を取り、状況を共有してまいりました。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。山本委員。

○副委員長（山本 精） 1日、修学旅行で延びたということで、旅行費用も増えていると思うんですけども、その分の補助とかは町としては考えられているのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） ただいま精算がまだできておりませんので、どのぐらいの費用が新たに発生してくるのかというのは、現在、把握できていない状況でございます。町からは中学校の修学旅行につきましては、1人につき1万円の、事前に補助というのを予算化させていただきまして、支援させていただいているところでございます。今後、どのような費用が発生するのかというところを踏まえて、場合によっては検討というのものもあるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。ぜひとも、保護者の負担を軽減してもらえるように検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに、質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて学校教育課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ございませんか。当局からは。黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 私どもから、ALTにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

現在、ザナヤ先生、またジャスティン先生、2名のALTに宇治田原町で活動していただいておりますけれども、ジャスティン先生のほうが今年7月31日をもって、任期を満了するというので、アメリカのほうに帰国する予定でございます。代わりにア

レクサンダーという先生が8月から本町のほうに赴任するという予定になっておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ただいまのALTについて、何かございますか。

ないようですので、次に、立原社会教育課長。

○社会教育課長（立原信子） 私のほうからは、今年度の住民プールについてご報告させていただきます。

住民プールにつきましては、さきの一般質問においてご答弁申し上げましたとおり、本年度の開場は見送ることとしております。すぐに修繕の必要な箇所や近いうちに修繕が必要な箇所というところは、これまでの間に、運営の中で当然に把握しておりましたが、3年間使用していなかった状態で、さらに状態が悪化している恐れもあり、再開に当たり、安全性を確保するため、施設全体を再点検したいと考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時10分

○副委員長（山本 精） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、私が委員長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。

ただいまの件について、何かございますか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 先日の一般質問でもお聞きしましたが、この間、住民プールの改修については把握をしていたと。それで、私も指摘したとおり、令和3年の全員協議会の報告で、1億3,000万円余りの修理費が必要であるという報告、我々、議員に対してはいただいております。

それで、それ以外に令和4年6月に行われた教育委員会の定例会の中でも住民プールの令和4年度の休場について報告をされています。

その中で、教育委員の方々の中からは、小学校でやっているようにクラス単位で授業を行うなどすれば密を避けられるのではないかと、小学校のプールができて、住民プー

ルはできないという説明をしっかりとしていかなければいけない、このままずっと休場というわけにはいかないのではないかと、こういう質問を教育委員の方がされて、事務局のほうからは、プール開設時には落雷注意報が出たり、雷が鳴ったりすると、屋内に避難を求めることがあると。その場合、密を避けられないので、令和4年度については開場を見送りましたという説明をされていました。

他市町の状況も参考にしながら、来年度以降の開場に向けて準備をしていかなければならないというふうに4年度おっしゃってしまして、4年度についてはどういう準備をされたのかなという、この間、私、一般質問させていただきましたがけれども、4年度にどういう準備をしたかについて、もう少し説明をお願いします。

○副委員長（山本 精） 立原社会教育課長。

○社会教育課長（立原信子） 私が確認させていただいたところでは、4年度は更衣室の問題等、いろいろご指摘もいただいたところですが、あくまでコロナの最前線というところで、開場は難しかったというふうに確認しております。

その中で、当然、管理する職員の中では改善の必要な箇所、目に見えて必要な箇所、まずは更衣室等、あとはろ過機等の必要性は把握しておりましたので、オープンするに当たって、再開するに当たってはそのあたりの改善については必須であるというふうな認識は持っていたはずであります。

その中で、なかなかコロナに関して第5類感染症になるというところも、決定が随分後からされておりますので、予算協議の中でも当然に費用等も上げながら進めてはまいりましたが、準備等も含め、果たして、今、目に見える範囲内での修繕で安全にできるのかということも含めて、予算協議の判断の中で、今年度は再度、5年度に当たっては目に見えていない、実際は槽の水を抜いての確認等もできておりませんでしたので、それも含めて、全体の修繕、必要な箇所、劣化の状態等を確認するというふうにされたという、この経緯を確認したところです。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ということは、令和3年度に全員協議会に学校施設全体について、いろいろ調査をされた、350万円をかけて調査をされたというんですけれども、そのときには水を抜いてまで住民プールの、いわゆる精査はしていなかったと。

1億3,000万円、住民プールの修理費用が必要であるという積算はどういう根拠で出されたんでしょうか。

○副委員長（山本 精） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 確認している範囲でありますと、そのときに関しましては、施設一体型の小中一貫校を進める中で、小学生、中学生も併せて住民プールを使うという想定で額を算出するに当たって、少なくとも、もうかなりの年数がたっておりますので、プール槽ごとの入替えが必要であろうというようなところの想定できる費用を概算で積み上げたものでありまして、細かな修繕が必要な箇所を算出した上での費用ではなかったということで、確認しております。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ここにトレーニングセンターの、宇治田原町が実施された施設カルテがあるんですけども、ここは簡易検査の結果はほぼ、大体がA評価ということで、維持継続についてもトレーニングセンターについては、もう全然、問題ないのかなど。

しかしながら、令和4年度については密が避けられないということで、そういうふうにされた。4年度については、結果、そういうふうにされた結果についてはよく分かりました。

実際のところ、4年度でも他市町でいいますと久御山町であるとか、宇治市の黄檗プールなんかは開場されていますし、太陽が丘も4年度には開場されています。そうやって他市町でもプールを開設されていて、4年度、宇治田原町の場合は、密が避けられないということで、開場できなかったことに関しては仕方がないというふうに思いますが、4年度、改めて調査をされたということですので、その中で、5年度の開場に向けて、修理費用の予算要求なり、財政の担当課と協議されたことはあるのでしょうか。

○副委員長（山本 精） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 当然ながら、先ほども申しましたように、令和4年度に分かる範囲内での修繕等の分は計上してもおります。ただ、先ほど申しましたように、槽の水を抜いてということが、コロナの中でできていけませんので、一番懸念していた部分の槽の塗装の状態というのが確認されておりました。その中で、分かる範囲の計上はして、再開に向けての協議は当然させていただいておりましたが、最終的に判断できていない部分もある中で、安全性というところで、財政的に判断をして、予算というものが、上げていた分に関して、今年度は見送ったということになると考えております。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） じゃ、具体的に槽を抜いて調査することは、町がやるんですか、それともどこかの機関に依頼されるんですか、どうなんですか。

○副委員長（山本 精） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 職員が今、調査を進めております。この間、一度、掃除をして中身を確認したところ、やっぱり劣化がかなり進んでおりましたので、危ないのではないかという、今のところは判断をしております。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ということは、槽まで替えないといけないということになると、もちろん、来年度、財政的にも、修繕計画をつくり上げて修理をしていかなければならないというわけですけれども、それは今年度実施されるわけですか、その予定ですか。

○副委員長（山本 精） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 今まだ、調査というか、全体的なものの把握を進めている中で、実際の費用の試算もしていかないといけないと思っておりますので、それを踏まえて、また財政担当課と協議していくということになると思っております。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） この間、一般質問でも令和4年度には、ろ過機については把握できていると、今の答弁によりますと、今年度は水を抜いて、しっかり調査して、プールの底の塗装が剥がれているんですかね、そういう部分を職員さんが丁寧に検査をして、今年度、そのために開場を見送りますと。そういうことでしたら、令和4年度に何で、プールの水を抜いて、槽の検査をしなかったのかなと。私、単純にそういうふうに思うんです。

それでもし、仮に槽の修繕をすとなれば、4年度、5年度も、もしかすると来年度もプールが開場できひんということになるかと思うんですけれども、そういう部分について、住民さんにどういうふうに説明していくのかなと、私も疑問に思っているんですけれども、その点はいかがですか。

○副委員長（山本 精） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） プールの件につきまして、先ほどから出ています令和4年度、確かに太陽が丘、予約制でやられましたし、久御山町も町内に限定されてやられました。うちのほうは休場ということで、5年度に向けまして、先ほど出ていますように、ろ過機を交換して、何とか開場していこうということで、予算計上のあたりでは進んでいます。

ただ、コロナもあったんですけれども、コロナが明けたらというふうなことも、条件つきで進んでいたんですが、本当にそのろ過機だけで大丈夫かと、今、言うていますように、プールサイドであったり、下であったり、やはり利用される方の安全が一番です

ので、そこらを見ていくと、やはり、今やる中で安全面の保障ができないんじゃないかということで、今年度は休場しようという結論に達しました。

今後につきましては、そういったあたりを調査していく中で、幾ら要るんか、最初に言いました施設一体型の小中一貫校を検討しているときは、本当に全体をそろえるということで大きな額でしたけれども、何年かもたすためにはどれだけの修理が必要なんかというふうなことも含めまして、財政面も当然、協議する中で、本当にそれで開場していくべきなのか、それとも、ある一方、各小学校のプールを有効的に利用できないんかとか、そういうふうなことも含めて、ちょっと検討していきたいというふうに思っています。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、教育長おっしゃった両小学校にもプールがあるので、そこを住民プールとして活用していくという趣旨ですか、そういうやり方がいいのかどうかは、私、分かりませんが、仮にも住民プールとして、安全面を確保しながら修理をしていくという状況であるならば、速やかに調査をしていただいて、令和6年度、来年度に関しては開場していただくようにできますかね。工事の工期も含めていかがですか。

○副委員長（山本 精） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） そのあたりも、この調査の結果によると思うんです。今から、調査をして、工事をして、6年度には必ず開場するというようなこと、なかなか言えませんので、やはりその調査の結果かなというふうに思っております。

○副委員長（山本 精） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） この間、私、一般質問の趣旨で財政面のことで言いましたけれども、言うたら多額の修繕費が必要になる可能性もありますよ、このプールの改修に関しては。それについて、ふるさと応援基金ということを出しましたが、ふるさと応援基金で、極端な話しますよ、極端な話をすると、基金の積立を2年間続けていけば約6,000万、1億3,000万円できるんです、全く何も使わないとしたらですよ。それをしないで、経常経費に使っているから、こういう機動的に住民プールを改修しやんなあかんときに、機動的に対応できない。そこは財政当局に注文つけときます。

その中で、将来のプールの改修に関して、住民負担になる、起債になる可能性がある、そういうふうにおっしゃいますが、起債というのは、仮にも我々住民からすれば、いわゆるふるさと納税でたくさんいただいて、積立をしてくれはった中で、そこから出せばいいことであって、起債をするのはどうなんですかという言い方、説明するのは、

僕は違うというふうに思っていますので、それについては、今後、財政当局のほうからもしっかりと説明ができるように、できるだけ速やかに結果を出していただいて、住民プールについては、先ほど教育長がおっしゃいましたように、両小学校のプールを活用するということではなくて、住民プール本来のレジャー施設、またはクールスポットとして、住民プールについては今後、修繕をした中で開設をしていただきたいというふうに、意見、要望というか、この間、申し上げておきます。

ここに、今日、朝、私、新聞を仲間から見せていただいて、洛タイ新報にも投書があったんですかね。こういうふうにしっかりと、住民さんからも意見がされているようです。

住民プールというのは、私たちの親のときに、子どもたちがそうでしたけれども、子どもが夏休みに、友達誘い合いながら自転車で住民プール行って、それで子どもたちは行き帰りにいろんな寄り道をしながら、それぞれ大きく育っていったんです。いい場所やったんです、住民プールに関しては。そういう子どもの育成の部分なんで、しっかり今後とも住民プールについてはやっていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税についても、一般質問の中で、ほかの議員からも新規事業やったらどうやという質問もありました。そういう声に対して、ある程度、積立をしておけば、すぐにでも対応できる議員からの提案もあったじゃないですか。それについては、財政当局に関しては経常経費に使うという、もちろん、それはもう構わないんですけども、積立をして、しっかり新規事業を起こしていくということに関しては注文をつけていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○副委員長（山本 精） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 今、おっしゃいましたように、ふるさと納税につきましては、その使い道というのは子どものためということですが、やはり財政運営的にはいろんな考えもございますので、その辺はまた財政当局と、また協議をしていきたいと思います。以上です。

○副委員長（山本 精） ほかに何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（山本 精） 分かりました。

それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時26分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、私が委員長として会議を進めます。

これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、「その他」を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 事務局からはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日、付託議案4件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。

各所管課におかれましては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないように重ねて要望をしておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としています。7月19日午前10時から予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前11時27分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 馬 場 哉